

令和6年1月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年1月25日（木）午後2時30分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年1月25日（木）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 4 番	加 藤 登
2 番	小 林 正 幸	1 5 番	伊 澤 忠 治
3 番	永 野 良 徳	1 6 番	井 出 茂 康
4 番	田 代 恵美子	1 7 番	漆 原 豊 彦
5 番	西 山 弘 行	1 8 番	北 村 利 夫
6 番	関 根 栄 一	1 9 番	宮 治 政 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	井 上 哲 夫	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 川 誠	2 5 番	砂 川 耕 介
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		

欠席委員は、次のとおり

2 0 番	安 藤 康 彦	2 3 番	平 川 勝 昌
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村山 勝彦	主 幹	坂間 英己	上級主査	永田 誠
主 査	森 大晃	事務職員	松下 翔太郎		

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 68号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 69号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 70号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 71号 | 非農地証明願について |
| 日程第 5 | 議案第 72号 | 特定農地貸付け承認申請について |
| 日程第 6 | 議案第 73号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 日程第 7 | 報告第 74号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について |
| 日程第 8 | 議案第 75号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について |
| 日程第 9 | 議案第 76号 | 農地中間管理事業に係る農地経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 10 | 議案第 77号 | 藤沢市畜産振興審議会委員の推薦について |
| 日程第 11 | 報告第 22号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて |
| 日程第 12 | 議案第 78号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |

開会 午後2時30分

事務局（村山勝彦事務局長） 定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

今、3名ほど、委員の方が遅れてくるということでございます。本日の委員の出席状況は、委員の総数25名、出席者数23名でございます。

それでは、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

令和6年の最初の総会でございます。とりあえず、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年は、元旦から能登地方で大きな地震が起きました。大変な被害が出たということでございます。被害に遭われた方に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、不幸にして亡くなられた方に対しましてもご冥福をお祈りいたします。

今年は、各地区で地域計画の話が始まっております。昨日までで5カ所、全部で16カ所の区域に分けて、地域計画の説明会が行われました。私も、4カ所ほど出席させていただきました。皆様方に共通していることは、後継者がいない、あるいは担い手がないということですが、その原因は、やはり農業収入が安定していないということでございます。

最近の新聞を見ていると、大卒の初任給が話題になっておりました。第一生命などは32万7,000円だそうです。ユニクロも30万円以上、横浜銀行でもかなりの金額の初任給が出ている。そういった中で、農業収入とそういう収入、いわゆる大卒の初任給と比べても非常に差がある。若い人が、なかなか農業に従事しない1つの原因ではないかとも言われております。農業経営は代々行っていくわけですが、その中でも今回のような格差が広がりますと、どうしても後継者がいないということです。

地域計画の内容の話になりますと、自分の土地を10年後に誰が耕作してい

るかということでございます。農振農用地ということで藤沢市は限定していこうかということも話しておりますが、自分の農振農用地に地域計画という制約がついてしまうことになると、限られた土地利用しかできないというのが現状のようでございます。

そうした中で、地域計画の話し合いの場に参加者が少ないということは、私は非常に心配しております。少ない人数の中で土地利用計画が決まってしまうというのは、後になって地権者の方から「そんなはずじゃなかった」ということも出てくると思います。これからもまだまだ続きますので、ぜひとも地域の地域計画の話し合いの場には、皆様方、大勢参加していただいて、いろいろな意見を出していただきたいと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから1月の総会を開催いたします。御協力のほどお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（永田 誠上級主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、12番の三上健一委員と13番の吉原 豊委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案、番号4については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

議長(齋藤義治委員) それでは、本議案、番号4について、事務局の説明を求めます。

森主査。

事務局(森 大晃主査) それでは、番号4について説明させていただきます。

地区、六会・長後。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、110a。耕作面積、251a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、高倉2筆。地目、いずれも田。地積、2筆合計1,897㎡。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望により。

以上です。

議長(齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号4について意見を求めます。

22番、澤野孝行委員。

22番(澤野孝行委員) 資料は7ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、高倉公園から北東に約400mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、高倉などで水稻、大豆などの生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については水稻を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

3番、永野良徳委員。

3番（永野良徳委員） 資料は9ページをお開きください。

申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「榎戸」交差点から南に約200mの土地になります。

本件は、本申請地隣接の申請者所有の農業用ビニールハウスにてイチゴ狩り事業を計画しており、来客用の駐車場が必要であるため、一時転用するものでございます。

農地の区分は農振農用地で、本来、農地転用できませんが、駐車場としての一時転用申請で、申請地の隣接地であり、他の土地での代替可能性がないため、農地に戻すことを前提に、例外的に許可できる案件となります。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことについては、市農業水産課に確認済みでございます。

申請地の1筆は、北側が道路、西側が水路、その他は畑で、他の筆は、南側が道路、西側が水路、その他は畑になっております。敷地内は、転圧の上、浸透式防草シート敷き被害防除とします。また、雨水は自然浸透処理とします。

期間は、許可日から令和6年7月31日になります。

地区協におきましては、譲受人の世帯員と面談し、周囲の農地に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第69号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第69号について、承認することに決定をい

たします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(対象委員 入室)

議長(齋藤義治委員) 次に移ります。

日程第3、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主査。

事務局(森 大晃主査) それでは、議案説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、338a。耕作者、同左人。当該農地、菖蒲沢1筆。地目、畑。地積、947㎡のうち399.49㎡になります。権利の種類につきましては、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用区域除外日につきましては、令和6年1月10日。農地種別、第1種農地。

以上です。

議長(齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

1番、落合喜治委員。

1番(落合喜治委員) 資料は11ページをお開きください。

本件の申請地は、県道藤沢・厚木線にある「笹久保」のバス停の北側に隣接している土地になります。

農地の区分は一団の農地が10haを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種のうちは原則転用不可ですが、集落に接続して建てられる住宅については例外的に許可できるものとなります。

譲受人は、現在、妻の実家に居住しておりますが、家族が3人で、より広い居住空間が必要であるため、より広い住居の建築を計画していたところ、本家に近い申請地が分家住宅の建設地として最適と考え、分家住宅の建築敷地とし

番号7は、このたび、藤沢市において新たに耕作を始める法人の新規借受分で、御所見・遠藤地区の地区協議会において、法人の代表者と面談をし、就農計画を確認しております。当該地では、カブ等を栽培する予定となっております。

番号8は、遠藤で31aを耕作する方の更新借受分です。11月に更新予定でしたが、手続が遅れたため、1月総会での更新として取り扱っております。

番号12は、西俣野で24aを耕作する方の更新借受分です。

番号13は、西俣野で31aを耕作する方の更新借受分です。

番号14は、長後を中心に108aを耕作する法人の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1及び番号3から番号14までについて意見を求めます。

8番、井上委員。

8番（井上哲夫委員） ちょっとお伺いしますけれども、番号7のところでは、23ページに「粗収入及び経営費」が出ています。それが、2年目は91万円、3年目は768万円となっております。私は野菜の専門家ではありませんが、1年で8倍以上にもなるんでしょうかねというのが1つ。

それと、従事者が年間480日となっているのかな。これも、従事者が、今までの仕事を続けているのかどうかを確認したいと思います。

議長（齋藤義治委員） それでは、所得のことと従事者のことについて、説明よろしいですか。

事務局（永田 誠上級主査） 井上委員から御質問があった点について、今、私のほうではわからないので、再度、調べてから、また報告をさせていただきたいと思っております。

8番（井上哲夫委員） 審査の段階では、こういう数字は出ているわけでしょう。要件設定の審査の段階では。

事務局（永田 誠上級主査） 就農状況のこの内容については、農業水産課からいただいている資料でありまして、中についてはちょっと。

8 番（井上哲夫委員） 農業水産課では、この数字を把握している？

事務局（永田 誠上級主査） はい。いただいているので、把握していると思いますので、確認をさせていただきます。

8 番（井上哲夫委員） あともう一つ。この従事者が今までどおりの仕事を続けて、畑を借りてやるのかどうかということです。

事務局（永田 誠上級主査） その点についても、もう一度確認させていただいて、報告させていただきたいと思います。

8 番（井上哲夫委員） ちょっと疑問に思ったのは、昨今の厳しい状況において、農業経営自体が、これだけの収入が1年で上がるものなのかなと、単純な疑問を抱いたもので、質問させていただきました。

議長（齋藤義治委員） 再度、農業水産課と話し合っていて、数字的なものも今後の1つの課題として、委員の方からも疑問が出ているということ、こちらから逆に農業水産課に言ってください。

事務局（永田 誠上級主査） 農業水産課にお伝えしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） 確かに、2～3年でこれだけの金額になるというのは不思議な数字なので。

8 番（井上哲夫委員） 今、井出さんから、ケータリングの仕事をするからこれだけの収入になるらしいですよという話でした。その辺は、自分で作付けしてつくった以外のものも当然出てくるし、いろいろな意味で、自分でつくったもののウェイトがどのくらいかということだと思います。

普通、ここに載せる数字は、単純に、自分が作付けて得た収入を載せるべきじゃないかなという気がします。その辺、農水ではどのように受けとめているか。それを全部含めていいのかどうか。そこには、当然、自分の労力以外のものが入っているわけだから、それはちょっとおかしいかなと感じました。

議長（齋藤義治委員） いわゆる所得の内容を、もう少しきっちりとした裏づけが欲しいということで、委員の方も疑問視されているということでした。その辺は

よろしく申し上げます。

これは圃場が宮原ということですから、宮原の周辺の農業委員、推進委員の方は、ちょっと見ておいてください。

10番（吉川 誠委員） 地番が若いじゃないですか。こういう地番は宮原耕地の南のほうで、1-1は南の果てにあるんです。倉見の境で、こっちはもう寒川です。そこにある田んぼの一角の畑ですね。そういう場所です。

8番（井上哲夫委員） 農家としては、行きたくない場所です。

10番（吉川 誠委員） でも、市政の違いで、そっちは一応、荒廃農地で苦慮している農地になっているわけです。寒川郡は全部住宅地。そういう場所です。余計な話をしまして申しわけない。

議長（齋藤義治委員） そういう土地ですから、その近辺の方は、ぜひともちょっと見ていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

そのほかに何かございませんでしょうか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第75号、番号1及び番号3から番号14について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第75号、番号1及び番号3から番号14までについて、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、議案第76号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 番号1及び番号2は、用田を中心に365aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではエダマメ等を栽培していくとのこと。

事務局からは以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の推薦をお願いしたいと思いますが、御所見・遠藤地区、六会・長後地区から、それぞれの推薦をいただく形でいかがでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、各地区ごとに推薦者の御報告をお願いしたいと思います。

まず、御所見・遠藤地区からお願いいたします。

17番（漆原豊彦委員） 御所見・遠藤地区では三上健一委員を推薦します。

議長（齋藤義治委員） 次に、六会・長後地区。

13番（吉原 豊委員） 六会・長後地区では、井上哲夫委員を推薦いたします。

議長（齋藤義治委員） 各地区から報告がありました。

それでは、お諮りいたします。議案第77号、藤沢市畜産振興審議会委員については、三上健一委員と井上哲夫委員の2名を推薦することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第77号について、決定をいたします。

次に移ります。

日程第11、報告第22号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 本件につきましては、まず19ページから20ページまでが農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出でございます。六会・長後地区が6件、藤鶴・村岡・明治が1件、合計7件となっております。

続きまして、21ページから23ページまでが農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出でございます。御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治が4件、合計9件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 22 号を終了いたします。次に移ります。

日程第 12、議案第 78 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 日程第 12、議案第 78 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」でございます。

こちらについては、令和元年に他県の農業委員会において不祥事が多発したことを受けまして、全国農業会員から綱紀粛正を図るため、各農業委員会で申し合わせ決議を行うよう通達があったものでございまして、これは毎年行いなさいということなので、今回も読み上げさせていただきます。

それでは、読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

「異議なし」の声多数

事務局（永田 誠上級主査） それでは、親睦会費から2,500円を寄附させていただきます。御協力ありがとうございます。

次に、お手元に黄色いパンフレットがあると思いますので、ごらんください。

「2023年度かながわ農業法人セミナー 情報交流会の開催」ということで、令和6年3月4日（月）午後1時30分から、ワークピア横浜で行うという形で、パンフレットをいただきました。皆さんに周知してくださいということなので、お配りしました。各自、御自分の負担になりますけれども、見ていただいて、御参加される方はそのように手続をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

最後に、就農の状況の報告会について開催要領をお配りさせていただきました。農地があるところについては、委員の方に日程等をお知らせするために封筒でお配りしておりますので、封筒がある方は、その日時を見ていただくようお願いしたいと思います。

あと、就農状況報告会は、こちらに書いてあるとおり、2月7日（水）、2月8日（木）、2月29日（木）で、各日にちごとに日程、時間等が書いてあります。もし封筒のない委員も参加したいということがございましたら、事務局に御連絡いただければ、来ていただいても大丈夫です。もしご興味のある方は、事務局にご連絡をお願いします。

封筒をお配りしておりますけれども、封筒のある方はいつも申しわけございませんけれども、またよろしく御協力のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 何かこのことについて質問等はございますか。

圃場へ行っている人というのは基本的にどういう人ですか？

事務局（永田 誠上級主査） 各地区で、その地区の圃場があるところの委員の方に…
…。

議長（齋藤義治委員） いえいえ、違う。相手方、会員、新規就農の人はどういう人？

事務局（永田 誠上級主査） 農業水産課のほうで補助金をいただいている新規就農者

になります。

議長（齋藤義治委員） 地域計画などのときもよく話題になりますが、有機をやっている人が結構いるのですが、有機の人は多分補助金をもらっていないので、この中に入っていないのです。ですから、今後どういう形で見えていくのかなと。確かに、農業水産課のほうでは、いわゆる補助金をもらっている方を対象にやっていますが、農家側からしてみると、有機をやっている人がどんな農業をやっているのかということを知りたい面もあるわけです。いろいろ地域計画の説明会等ではかなり苦情も出ています。その辺はどうなのかな。有機の人は、割合、こういう補助金はもらっていないでしょう。

事務局（松下翔太郎事務職員） 有機の方でも、申請すればもらうことはできます。

議長（齋藤義治委員） もらうことはできるけれども、もらわない人も結構いるわけだから。途中でやめてしまったりする人もいるから。1つの今後の参考にしてください。

事務局（松下翔太郎事務職員） はい、わかりました。

議長（齋藤義治委員） 何かほかにございませんか。

事務局（松下翔太郎事務職員） 先ほど井上委員から御質問があった件で、利用権設定の関係ですが、法人の方が、今回、畑を借りるということで、資料は22ページからです。その中の23ページの（4）に奥さんが前の農園でまだ働いているのかというところですが、今、確認しましたら、もう働いておりませんで、現在所属している法人のほうで専任として働いていくということでした。

売り上げについてですが、初年度と3年後の目標、5年後の目標とありまして、5年後の目標について、いきなり売り上げが上がっている。こちらについては、初年度と3年目は、今の実績に基づいて売り上げを出したみたいで、本人としても結構厳しい数字でつけたということです。5年後としては、年間ケータリングを記載の食数売りたいと言っています。売り上げが記載のと通りの収入と書いているのですが、これぐらい売り上げないと会社としてはやっていけないので、こういう形で一気に上がっている数字を記入したということでした。

議長（齋藤義治委員） ケータリングというのは、内容はどのようなものなんですか。

事務局（松下翔太郎事務職員） お肉とか魚については別のところから買い入れたものを……。

議長（齋藤義治委員） お弁当？

事務局（松下翔太郎事務職員） お弁当です。自分でつくった畑でとれた野菜については基本的にケータリングのご飯として販売していくということです。

議長（齋藤義治委員） お弁当の販売ですね。

事務局（松下翔太郎事務職員） そうですね。

議長（齋藤義治委員） そういうことらしいです。

8番（井上哲夫委員） その数字を3年目に含めていいのかね。私が追及しているのはその辺なんだよね。それを審査の段階でオーケーで出していると判断してしまっているのかね。

事務局（松下翔太郎事務職員） あくまで野菜だけの値段というよりは……。

8番（井上哲夫委員） あくまでもみずからが生み出した収益、農業で、その畑で生み出した収益ということじゃないのかなと思ったんだけども。

事務局（松下翔太郎事務職員） ではなくて、黒坂さんとしては、加工して販売したものの売り上げとして。

8番（井上哲夫委員） 加工もいいけれども、お弁当をつくるにも、今も言った、魚だとか、野菜だってほかのもの、肉もあるし、米もあるわけだよね。自分でつくっていないもののほうが多いんじゃないかなと思っているんだよね。

事務局（松下翔太郎事務職員） そこについても計上はされているということなので、ここに記載していかどうかというところについては確認してまいります。

8番（井上哲夫委員） 新規参入の方は多いけれども、要するにケータリングの弁当をつくるほうにウエートが行っちゃって、肝心な目的の農地を維持管理するというのがなくなってしまうんじゃないかなという気がするんだよね。そっちのほうの利益を追求していたら。

事務局（松下翔太郎事務職員） なので、耕地面積としてはそこまで広げる予定はなくて、今ここに掲載されているのは5年後も平米数は変わらずやっていくとい

うことで本人も考えてはいるみたいですね。

8番（井上哲夫委員） 数字は載せちゃったから、これを直せとか言っているわけではないけれども、近隣の委員さんはこの辺を見ていかないといけないんじゃないかなという気がするんだよね。

事務局（松下翔太郎事務職員） ケータリング販売のほうに集中してしまわないように。

8番（井上哲夫委員） 本来の目的を逸脱しているような感じは受けるね。お願いします。

事務局（松下翔太郎事務職員） 一応、こちらは一般法人としての参入になるので、農業専門ではないというところで、自分たちで販売するケータリングの中の一部の野菜をつくりたいということなので、一応これでも認められることは認められるんですけども、やはり地域の畑のこととかもあるので、そこについては事務局も注意するようにはして、適切に管理していただくようお願いかけはしたいと思います。

8番（井上哲夫委員） そのところだと思うんだよね。

5番（西山弘行委員） これは補助金は出ているんですか。

事務局（松下翔太郎事務職員） これについては補助金は特に出ていないですね。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。何かほかに。

8番（井上哲夫委員） ただ、今後こういう形で数字を載せるということは、ちょっとややこしくて。やっぱり農業という形の中で生み出しているものだというところで、その数字が上がってこなきゃおかしいんじゃないかなという気がするんです。

議長（齋藤義治委員） 純粋に農業所得だけを入れろということでしょう。

8番（井上哲夫委員） そういうことです。幾ら法人にしても、その畑で生み出しているものだから。

議長（齋藤義治委員） では、そういうことを農業水産課によく言っておいてください。

事務局（松下翔太郎事務職員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） 全般的なことで、他に何かございますか。

16番（井出茂康委員） 全般的なことでよければちょっとお聞きしたいんですけれども、貸農園の市民農園の件です。「市民農園事業計画書」の中で、水道、井戸等を自分のところで引くのはいいのしょうけれども、すごい疑問というか、ちょっとお聞きしたいところがあるんですが、駐輪場の10台は市民農園として認められるんですよね。

議長（齋藤義治委員） 市民農園の件について、ちょっと説明してください。

事務局（森 大晃主査） 今、お話があったとおり、駐輪場は、こちらは生産緑地なので、所管の都市計画課とも調整して、そのの附帯設備についても市民農園として問題ないということで、確認しております。

16番（井出茂康委員） これは駐輪場だから許可が出たけれども、駐車場の場合は許可がおりないんでしょうか。

事務局（森 大晃主査） そこも附帯設備と見られれば、できる可能性はあるかなとは思いますが。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 今の説明に補足なんですけれども、駐車場とかそういったものは、一般的に農地に対する施設という考え方になります。そういった場合、今の市街化区域のお話は特定農地貸付けに関する法律でやっておりますが、ちょっと法律を変えて、市民農園整備促進法という法律があるんです。そちらを使えば、例えば建物とか炊事場とか、そういったものも施設としてつくれるという法律がございます。そちらを利用していったらどうかなと考えております。以上です。

議長（齋藤義治委員） 臨時駐車場の件は、農業会議のほうでもよく出てくるんです。というのは、第1種農地で、本来は転用できないんですけれども、季節、例えば今回出たのが小田原の梅まつりで駐車場をつくるので、一時的に転用する。

あと、城山町にかたくりの里というのがあって、花をやっている。農業会議に出てくるのは3,000㎡以上の大きな転用なんです。

あと、横須賀のミカンの買い取りか何かも一時転用で、何カ月間か転用が出

てきます。

そういうふうには農業の収益を上げるためにいろいろやるには、これだけ車社会ですから、どうしても車が必要なんです。あと、農地法の関係でどうしてもなかなか厳しいところがあるので、一時転用という例外規定を使って駐車場をつくっているのが現実です。ですから、梅まつり、かたくりの里、毎年同じことが出てくる。

16番（井出茂康委員）　うちも毎年出すと思います。

議長（齋藤義治委員）　そうすれば連続してできます。

そのほかに何かございませんか。

（意見、質問等　なし）

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、それでは、1月の総会を閉会いたします。委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をしていただき、どうもありがとうございました。

閉会　午後3時47分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)